

四日市市重層的支援体制 整備事業実施計画

令和5年7月

四日市市健康福祉部福祉総務課

目次

I	計画策定にあたって	2
	(1) 計画策定の背景・目的・基本方針	2
	(2) 計画の位置づけ	2
II	事業の内容と実施体制	3
	(1) 包括的相談支援事業	4
	(2) 多機関協働事業	5
	(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	5
	(4) 地域づくり事業	5
	(5) 参加支援事業	6
III	各種会議の実施について	8
	(1) 支援会議	8
	(2) 重層的支援会議	9
IV	四日市市における重点取組	9
	(1) 断らない相談	9
	(2) 支援関係機関との連携強化	9
	(3) 伴走型の支援	10
V	事業評価と計画の見直し	10

I 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景・目的・基本方針

これまで本市では、「安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とした第4次四日市市地域福祉計画に基づき、公的な福祉サービス「公助」に加え、ボランティア活動、地域での支え合いや見守りなど、「共助」のまちづくりを進めて参りました。

令和5年度より、部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現に向けて取り組むため、社会福祉法第106条の5に基づく重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」という。）を実施します。

四日市市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）は、「すべての人の福祉課題に寄り添う支援」を基本方針とし、本事業を適切かつ効果的に行うため、その実施体制等を定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5に基づき、本事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の実施体制に関する事項を定める計画です。上位計画である「四日市市総合計画」や「四日市市地域福祉計画」のほか、「四日市市保健医療推進プラン」、「四日市市介護保険事業計画・四日市市高齢者福祉計画」、「四日市市障害者計画」、「四日市市障害福祉計画・四日市市障害児福祉計画」、「四日市市子ども・子育て支援事業計画」等とも、調和・整合性を図ります。

II 事業の内容と実施体制

●重層的支援体制整備事業の全体像と支援の流れ

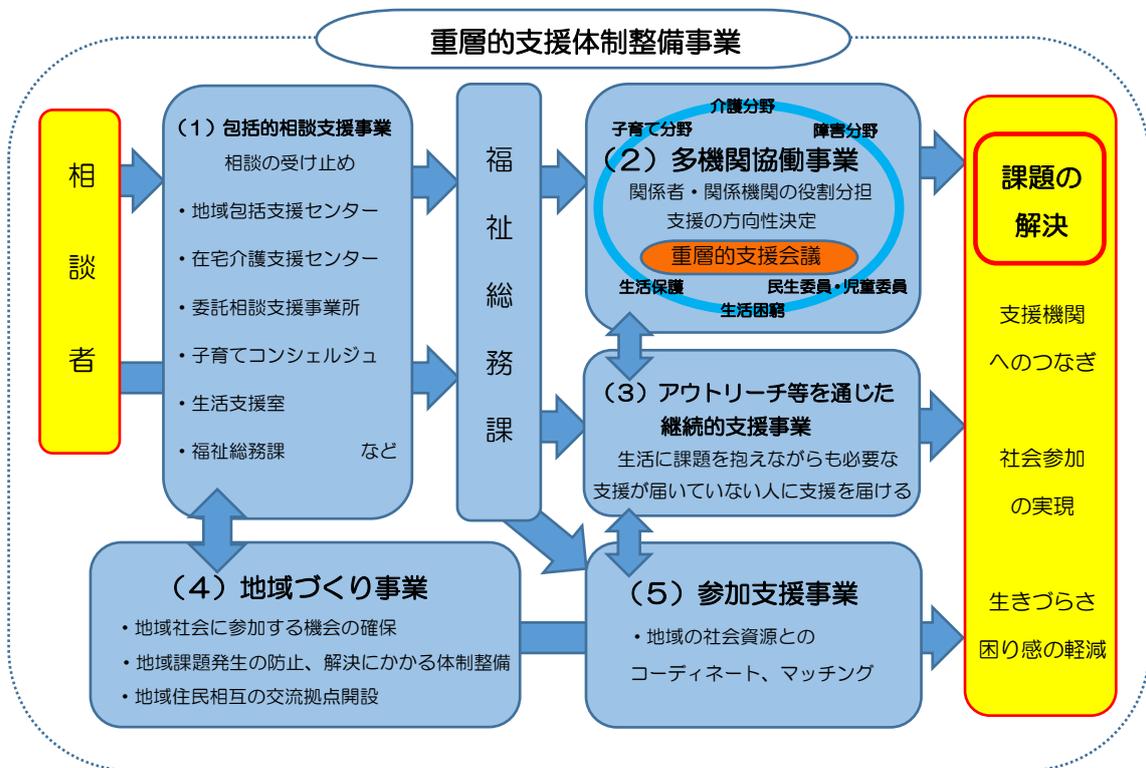
本事業は以下の5事業で構成されます。

まず、相談者の属性、相談内容に関わらず、①包括的相談支援事業において、包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のうち、複雑化、複合化した事例については、②多機関協働事業に繋ぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図ります。

長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合は、③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、継続的かつ丁寧な働きかけを行うことで、信頼関係を構築し、本人との繋がりを形成します。

社会との関係性が希薄化し、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、④地域づくり事業により、社会参加機会の確保や、生活課題の発生防止・解決にかかる体制整備、交流拠点の開設などを行い、⑤参加支援事業を通じて、本人のニーズと地域の社会資源の間をマッチングします。

これらの各事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで、誰一人取り残さない体制を構築していきます。



(1) 包括的相談支援事業

介護、障害、子育て、生活困窮等の各分野の相談支援機関が、相談者の属性や相談内容を問わず、相談を受け止め、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

単独の相談支援機関では解決が難しい場合には、各相談支援機関と連携を図りながら対応します。

【主な相談支援機関】

相談支援機関	主な相談支援内容	運営形態	設置数
高齢福祉課	高齢者福祉に関する事	直営	—
地域包括支援センター	高齢者福祉、介護保険に関する事	委託	市内3カ所
在宅介護支援センター	高齢者福祉、介護保険に関する事	委託	市内26カ所
介護保険課	介護保険に関する事	直営	—
障害福祉課	身体障害、知的障害に関する事	直営	—
委託相談支援事業所	障害者等の福祉に関する事	委託	市内5カ所
保健予防課	精神障害、自殺対策、 難病に関する事	直営	—
こども家庭課	児童虐待、ひとり親家庭などに 関する事	直営	—
子育てコンシェルジュ	子育てに関する事	直営及び委託	市内4カ所
子育て支援センター	子育てに関する事	直営及び補助	市内23カ所
こども保健福祉課	妊娠、出産、子育てに関する事	直営	—
こども発達支援課	こどもの発達に関する事	直営	—
あけぼの学園	こどもの発達に関する事	直営	—
青少年育成室	学校外のいじめ等、青少年の悩みに 関する事	直営	—
指導課	いじめ、体罰などに関する事	直営	—
保護課	生活保護に関する事	直営	—
生活支援室	生活困窮に関する事	委託	—
男女共同参画センター	女性（男性）の悩みに関する事	直営	—
人権センター	人権に関する事	直営	—
国際交流センター	外国人の生活に関する事	委託	—
四日市市社会福祉協議会	地域の福祉に関する事	委託	—
民生委員・児童委員	地域の福祉に関する事	委嘱	613人

(2) 多機関協働事業（福祉総務課）

複雑化、複合化した支援ニーズを有し、解決が困難なケースについて、福祉総務課が各支援関係機関の役割分担や支援の方向性についての調整を行います。また、ひとつの支援関係機関だけでは対応が困難なケースについては、重層的支援会議や支援会議（社会福祉法第106条の6に規定される支援会議）を開催し、情報共有や支援プランの作成、評価などを行います。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（福祉総務課）

長期のひきこもり状態にある人や、ヤングケアラー、ごみ屋敷など、複雑化、複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人などについて、支援を届ける事業です。

本市におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、福祉総務課が中心となり、継続的な家庭訪問等の時間をかけた丁寧な働きかけを行うことで信頼関係を構築し、本人とのつながりを形成します。本人とのつながりが形成された後は、必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討し、適切な支援関係機関等につなぎます。

(4) 地域づくり事業

地域活動の活性化などを通じた人と人、人と地域が繋がり合うための事業です。

介護、障害、子育て、生活困窮の各法等に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生の防止、又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行います。

現在、本市には以下の事業があります。

(ア) 地域介護予防活動支援事業（高齢福祉課・四日市市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）・地域包括支援センター）

地域包括支援センターが中心となって、「通いの場」の立ち上げを支援するとともに、「ふれあいいいきサロン」として登録する団体には、市社会福祉協議会（サロン推進員）が活動の支援を行います。

また、高齢福祉課が地域での介護予防活動を推進する介護予防ボランティアとしてのヘルスリーダーの養成を行います。

(イ) 生活支援体制整備事業（市社会福祉協議会）

市内3地域（北・中・南）に分け、各地域に担当の生活支援コーディネーターを置き、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の構築を行います。

(ウ) 地域子育て支援拠点事業（こども未来課等）

単独型の子育て支援センター2カ所、公立保育園の子育て支援センター10カ所、私立保育園の子育て支援センター9カ所、医療機関型の子育て支援センター2カ所、計23カ所の子育て支援センター（地域子育て支援拠点）を置き、主に乳幼児（0歳～3歳）と保護者が気軽に利用し、交流や育児相談ができる場、子育て情報の提供の場として支援活動を実施します。

(エ) 地域活動支援センター機能強化事業（市社会福祉協議会）

市社会福祉協議会を拠点にして、四日市障害者就業・生活支援センター「ブラウ」と連携する中で、障害のある人などの社会参加及び地域社会との交流促進を図り、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援を行います。

(オ) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（市社会福祉協議会）

地域における孤独・孤立化の問題が顕在化している中で、身近な地域において地域住民による共助の取り組みの活性化を図るため、災害ボランティアセンターのアドバイザーの養成を行います。

(5) 参加支援事業（福祉総務課）

8050問題やひきこもり問題など、既存の社会参加に向けた事業につながりにくい人に対し、福祉総務課が本人の抱える課題を丁寧に把握し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行い、社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

●想定されるケース例 ①

【状況】

70歳代の父と、知的障害があり就労継続支援（B型）事業所に通所している息子の2人世帯。母が昨年他界した後、息子の身の世話は父が担ってきたが、数か月前から父に認知症の症状が現れるようになった。お互いに身の回りの世話ができず、栄養状態も悪化しており、危険な状態になっている。

【支援対応】

父の生活を心配した近隣住民から在宅介護支援センター（包括的相談支援事業の相談機関）を通じ、福祉総務課へ相談が入る。

福祉総務課が会議（重層的支援会議又は支援会議）を開催。会議には介護分野の支援機関である地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害分野の委託相談支援事業所、障害福祉課が参加（多機関協働事業）し、状況を共有するとともにお互いの役割分担や支援方針の確認を行った。

父は、地域包括支援センターの認知症初期集中支援チームから適切な医療につなげるとともに、在宅介護支援センターの訪問給食事業を活用しつつ、要介護認定の申請から介護保険サービスを活用して、当面の間は在宅生活を継続することとなった。息子は、生活基盤を安定させることを目的に、グループホームに入居し、就労継続支援（B型）事業所へ通所を継続することを確認した。

●想定されるケース例 ②

【状況】

本人は50代女性。一人暮らしで長期のひきこもり状態にあり、就労できていない様子である。言動から精神疾患が疑われるが、医療機関を受診しているかもどうかも判然としない。生活環境が乱れていることから近隣住民と折り合いが悪い。

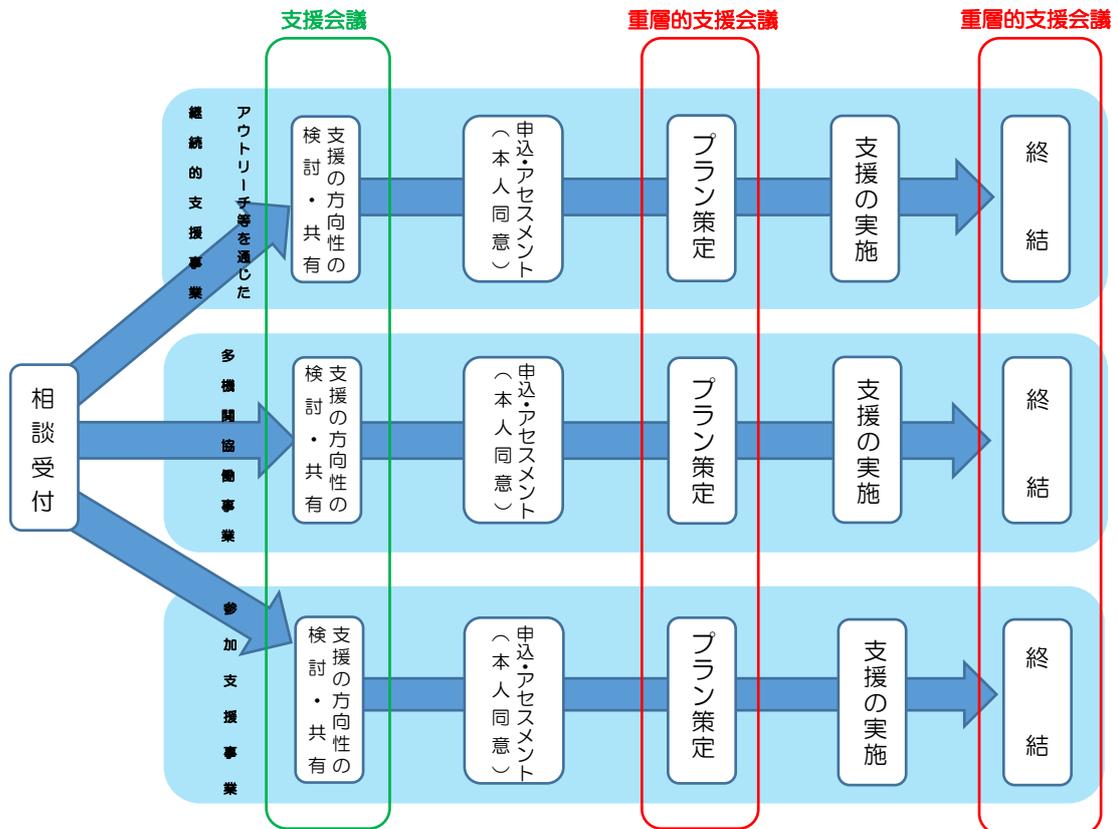
【支援対応】

近隣住民から福祉総務課へ相談が入る。

福祉総務課が開催する支援会議において、委託相談支援事業所、生活支援室、民生委員・児童委員などの関係機関のこれまでのかかわりや相談歴等を整理し、本人の状況の把握を行った。支援方針として、他機関とともに繰り返し継続的に自宅を訪問することで、本人との信頼関係を構築する（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）こととなった。

信頼関係を構築した後、少しずつ外出機会を増やすとともに、地域活動支援センター（地域づくり事業）に通うことを短期目標として支援を行い（参加支援事業）、長期的には本人の自立に向けて、就労に向けた支援を行うこととする。

Ⅲ 各種会議の実施について



(1) 支援会議

実施時期：随時実施（個別事案ごとに実施）

構成員：関係各課、支援関係機関、民生委員・児童委員等

事務局：福祉総務課

内容：本人から個人情報の共有にかかる同意を得られていないものの、緊急性があるケースや早期に支援体制の検討を進める必要があるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うために実施する会議です。

支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定する「支援会議」として、四日市市重層的支援体制整備事業における支援会議設置要綱に基づき、守秘義務を課すことで、会議の出席者同士が安心して本人やその世帯の個人情報の共有等を行うことが可能です。

(2) 重層的支援会議

実施時期：随時実施

構成員：関係各課、支援関係機関、民生委員・児童委員等

事務局：福祉総務課

内容： 「重層的支援体制整備事業実施要綱」（厚生労働省通知 社援発 0615 第 2 号）に規定される会議です。プラン策定時、プラン見直し時、支援の終結判断時、支援の中断決定時に随時開催します。

本人から個人情報共有にかかる同意を得たケースについて、①支援関係機関間での支援プランの共有、②支援プランの適切性についての協議、③支援終結時の評価、④社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。

IV 四日市市における重点取り組み

「オールよっかいち」としての支援体制を構築するため、以下の取り組みを行います。

(1) 断らない相談

福祉総務課において、どこに相談してよいかわからない困りごとや、複合的な課題を抱える人、既存の制度に当てはまらない人などの相談に対し、断ることなく受け止め、課題を整理して必要な支援のコーディネートを行います。

庁内それぞれの相談窓口が、それぞれの専門分野の外にも目を向け、連携を深めることで、相談の属性や課題にこだわらない「オールよっかいち」での支援を目指し、いわゆる「たらいまわし」となることを防止します。

(2) 支援関係機関との連携強化

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、委託相談支援事業所、子育てコンシェルジュ、生活支援室、民生委員・児童委員などの相談機関と連携し、複合的な困りごとを抱えている人のニーズの吸い上げを行い、各機関と協働して課題の解決に向けて対応します。

会議等における各支援関係機関との連携に加え、介護支援専門員や相談支援専門員等各分野の勉強会、定例会などに福祉総務課が積極的に参加し、各支援関係機関との連携を強化していきます。

(3) 伴走型の支援

制度や資源による解決が困難な場合でも、継続的につながり続けることで、困りごとを抱えた人との関係性を継続的に構築し、ともに解決策を考え、課題を解きほぐすことで解決につなげていきます。

V 事業評価と計画の見直し

初年度となる令和5年度は、事業を実施しながら実施体制を確立し、関係機関への事業の周知及び浸透を図ります。関係機関との連携を強化することで、これまで以上に深く地域課題を把握し、事業の実施を推進します。

また、PDCA サイクル（計画、実行、評価、改善）を通じて、事業の進捗管理と自己評価及び計画の見直しを行います。今後は、四日市市地域福祉計画検討委員会等を活用し、地域福祉計画と併せて重層的支援体制整備事業の評価、進捗管理、計画の見直しを行います。

